

志賀直哉『范の犯罪』再論

——「現実に即した」読みの試み——

中嶋
昭

『范の犯罪』の舞台設定は「非現実的」であるという読みが従来定説となっていた。私の『『范の犯罪』を読む』という前の論もその立場からの論及であった。⁽¹⁾「非現実的」であるとする論の根拠の一つに主人公「范」が「無罪」となることが、原因していたようにみえる。たとえば、須藤松雄氏は、

裁判官が一人で一度調べただけで無罪と決定することなどありえない。人を殺せば、故殺でなくても、過失致死というような罪名が待ち構えている。法廷も抽象的な法廷なのである。

「法廷も抽象的な法廷」であることの論拠として「無罪と決定」したことを挙げている。本多秋五氏は、⁽³⁾
 大学で（略）試験問題を出すと、（略）たとえ過失であったとしても殺人事件をおかしたものが「無罪」とされるのは納得できない、という批評があった。道理至極である。

と述べ、「無罪」の決定を「納得できない」とする学生の疑問を「道理至極」と認めた上で、この作品は「到底リアリステックとはいいがたい」とした。重松泰雄氏は、⁽⁴⁾

范はこのあと「無罪」だと判定されるのだが、その理由は今一つはつきりしない。（略）まさか正直であることだけが無罪の理由ではあるまい。要するに、結末における裁判官の「無罪」判決は、独立した作品として読むばあい、このままでは明らかに説得力に欠けていると言わざるをえないのである。

と論じ、「無罪」の決定を「理由は今一つはつきりしない」と疑問とし、『范の犯罪』を腰ぐだけ』であると

した。
 このように見てくると、この作品を読み解く上で、「無罪」の決定の読みが、一つの重要な「かなめ」になっているわけである。

こうした従来の「非現実的な裁判劇」とする理解に対して、山口直孝氏は「志賀直哉『范の犯罪』論」（『日本近代文学』第五一集、一九九四年一〇月）で、「発表当時の社会的文脈を考慮に入れつつ、作品の記述を現実に見したものととして受け止める立場」から作品の舞台を予審の場面とし、「無罪」の決定を法的にも現実的に理解しようと試みた、刺激的、意欲的な論を提出した。前の私の論『『范の犯罪』を読む』の抜き刷りがある人に送ったところ、この論の存在をその人から教示された。なるほどすばらしい発想である。

しかし、氏の論では、「范」が「無罪」となることについて十分な論拠が示されず、説得力に欠けているように思われた。「范」を「狂人」とすることは、賛成しかねた。そこには無理があると見た。「作品の記述を現実に即したものと」という立場に立てば、「范」が「無罪」であることを法的に説明することが要請されている。しかも、その立証は「予審の取り調べ室」という指摘を補強するものでもあり、この論の中核的な問題である。

山口氏の論に触発されて、作品の場面を予審の場とし、作品の「裁判官」を予審判事とする、「作品の記述を現実に即した」読みができないものかを考えてみた。特に「無罪」の決定は、前述したように作品理解の「かなめ」である。山口論に胸を借りて、検討を通して得た私の論を、「作品の記述を現実に即したものと」する立場にたつて、記すことにした。これが本稿である。⁽⁶⁾

作品や山口氏の論を読み違えていることもあろう。私の論に不十分なところもあろう。ご指摘、ご指導をお願いしたい。特に、私は、法律については、全くの門外漢である。専門家のご指導、ご指摘が得られれば、幸いです。

- (1) 『中央学院大学人間・自然論叢』第九号（一九九九年一月）。

- (2) 須藤松雄『志賀直哉研究』（明治書院、昭和五二年五月）二〇一頁。
 (3) 本多秋五『志賀直哉 上』（岩波書店、一九九〇年一月）一〇八頁。
 (4) 重松泰雄『「范の犯罪」解読』（『近代文学論集』昭和五六年一月）。
 (5) 論を進めていく基本的な立場を整理しておく。

第一に「范の犯罪」は文学作品である。現実社会を描いているとはいえ、あるいは「現実在即して」作品を考察するとはいえ、作者の意図があり、また法的な問題を含めて現実社会を作者がどのように認識し、理解しているかという問題を第一義としなければならぬだろう。その上で、法的な問題を考えるべきであろう。ここを私の基本的な姿勢とする。

第二に、法的な問題に触れる場合、次のような理解に基づいて考えたい。

「范」が「無罪」となるためには、明治三三法九六の「刑事訴訟法」第一六五条第二の「被告事件罪トナラサルトキ」に基づいて、「免訴」となった場合である。それは、明治四〇法四五「刑法」の第三八条の「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス」、あるいは第三九条の「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス」によらなければならない。

問題は、この作品がいつの時期を背景にして書かれたものが判然としないことである。執筆した大正二年を下限とし、明治四〇年代を背景とする作品と仮に限定しておく。次に問題なのは、法的に扱う場合、ちょうど作品の背景とした時期が、法律の改定の時期に当たっていたことである。当時の法制度は全般的にフランス法系からドイツ法系への転化が行われている時期で、その意味でどの法によるかは微妙な問題をはらむからである。高田卓爾氏の説明（『刑事訴訟法』青林書院）によると、明治四〇年に「刑法」は改正され、刑事訴訟法改正も、それと並行して進められたが、大正一一年になってようやく実を結び、大正一三年一月一日から施行された。この間、「刑事略式手続法」が大正二年に制定実施されており、それは大正一三年施行の「刑事訴訟法」に吸収されているという。したがって、この作品を法的な面から見る場合、明治四〇年制定の「刑法」、明治一三年制定の「刑事訴訟法」を軸に、大正一一年制定の「刑事訴訟法」や旧法も視野にいれて、考察する必要がある。

なお、山口論には、テキストが両義的であることに配慮した表現がある。それは、氏の主張である、「テキストが両義的であること」を説くための表現である。断定を避け、「とも解せるのではなからうか」と、別の理解（それは、従来の読みであるが）を念頭に置いて記述している。私は、「とも解せるのではなからうか」の部分を「と解せる」とい

う読み方をしていく。従来の読み方はそれはそれとして、氏の新しい読み方を問題にしたいからである。

(一一)

最初に、山口氏の、「范」の「無罪」についての論(四)の前半を取り上げる。

氏は、「范」の陳述を、「裁判官」の反応を計算し、法的に「無罪」の決定を得るための、「説得を意図して組織されたもの」だと指摘する。そのために、「范」は、「自己の意志や行為が間に介在することを努めて回避しようとする」論法をとり、「事件後、『范』は、惨劇の場面から自己の主体性を消失させよう」と「目論」んだとする。「そのために案出されたのが、事件の発生要因をすべて生理的反応の次元に収斂させ、しかもそれが理性による制御の埒外であるとする論法」をとったと指摘する。この理解には問題がある。少なくとも、私の理解とは異なる。

第一の「自己の意志や行為が間に介在することを努めて回避しようとする」ことについて考えてみる。氏は、その具体例として「離婚の申し出すら、『妻』の『離婚されれば生きてはゐない』という言葉の前に、一度も切り出せずに終わっている」ことを挙げる。この理解は、私の理解とは異なる。確かに「范」は離婚を「一度も切り出せずに終わっている」。しかし、「自己の意志や行為が間に介在することを努めて回避」した結果ではない。事件前の「范」は「理性」と「感情」との葛藤状態にあつて、行動に踏み切れない状態にいたというのが私の理解である。氏が例示する離婚の場合も、「不和でも」「一緒にゐるより他はない」「妻」の実情を考えるとき、離婚には踏み切れずにいるのだ。「相手を憎みつつ、『范』は、自分が『妻』の自殺の決定的要因となるのを恐れていた」のではなく、「感情」的には「相手を憎みつつ」も「理性」的に判断して「離婚」すると

いう行動がとれずにいたのだ。同様に、「逃げる」ことも、「殺す」こともできずにいたのも、「理性」と「感情」との葛藤状態から抜け出すことができず、一つの決断をなし得ない状況にいたわけである。「范」のことはでいえば、「いやでいやでならないものをも思ひ切つて撥退けて了へない、中ぶらりんなうぢうぢとした」生活に耐えていたのである。氏は、次のようにいう。

「死ねばいいとよく思ひ」ながら、「范」は、自己の意志や行為が間に介在することを努めて回避しようとするのである。そこから類推すれば、「范」にとつて最も望ましい事態は、自己が全く関与しない場面で「妻」の死が実現することであつたらう。

「中ぶらりんなうぢうぢとした」生活をもたらず原因が「妻」との生活だとすれば、「妻」がいなくなれば、自分の望む「本統の生活」が実現する、その思いから、「妻」がいなくなればいい、「死ねばいい」とよく思うだけのことであつて、意識的に「自己の意志や行為が間に介在すること」を避けるところからそれは来ていない。「范」は、事件の起こる前の夜考えたことを、次のように陳述している。

一方で死んでくれればいい、そんなきたないやな考を繰返してゐるのだ。其位なら、何故殺して了はななのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない

ここには、氏の主張とは逆に、「死んでくれればいい」と「自己の意志や行為が間に介在」しないで事の解決を望むのは、「きたないやな考」として、強く否定しているのである。「死んでくれればいい」という「きたないやな考」よりも、自分の意思で、「殺す」という行為を、「結果がどうならう」と選ぶというのである。「范」は、「自分に正直に」生きたいとする人間で、その「正直」は、「感情」「生理的な反応」に基づくものである。したがつて「そんなきたないやな考」といつたとき、生理的、感情的ない方をしたとき、「范」にとっては、最も否定すべき考えだと私は理解している。事件の起こる前の夜考えたことは、「中ぶらりんなうぢうぢとした」生活を突き破るべく、行動を起こそうとしていたことを意味している。つまり、「范」は、自

己の意志や行為が間に介在することを避けようとはしていないと思うのである。

次に第二の、「范」の陳述は「事件の発生要因をすべて生理的反応の次元に収斂させ、しかもそれが理性による制御の埒外であるとする論法」をとったという論について考えてみる。この論は、次の主張に持ち込むための前提として書かれたものと理解される。

理性に対する生理的反応の優位の主張は、究極において自己を統括すべき人格の崩壊を招く。その段階で「范」は、一般社会から完全に逸脱することになる。刑法の体系に照らせば、「范」の事例は、非「責任能力」者の行為もしくは「心神喪失」者の行為に該当しよう。⁽¹⁾

つまり、「范」は、刑法の「非『責任能力』者の行為もしくは『心神喪失』者の行為に該当」することを狙って、陳述を「説得を意図して組織」したというのである。問題は、「范」にこれだけの法の知識があったかどうかである。作品にしたがって、この点を吟味してみる。

私は其晩何うしても自分は無罪にならなければならぬと決心しました。第一に此の兇行には何一つ客観的証拠のないといふ事が非常に心丈夫に感ぜられました。勿論皆は二人の平常の不和は知つてゐる、だから私は故殺と疑はれる事は仕方がない。然し自分が何処までも過失だと我を張つて了へばそれ迄だ。平常の不和は人々に推察はさすかも知れないが、それは証拠となる事はあるまい。結局自分は証拠不十分で無罪になると思つた。其処で、私は静かに出来事を心に繰返しながら、出来るだけ自然にそれが過失と思へるやう申立ての下拵へを腹でして見たのです。所が其内、何故、あれを自身故殺と思ふのだらうか、といふ疑問が起つて来たのです。

以下、自身「故殺」か「過失」か分からなくなつたと陳述する。この陳述による限り、「范」の工作の試みは、「過失と思へるやう申立ての下拵へ」をした程度である。(訊問の際の陳述では、この「下拵へ」は放棄してい

る。それは、「皆は二人の平常の不和は知つてゐる、だから私は故殺と疑はれる」、「それは証拠となる事はあ
るまい」とは思うが、「自然に」「過失」だつたと思えるように「申立ての下拵へ」をしたのである。そ
れは、「過失」と判断されれば、「自分は証拠不十分で無罪になる」と思い込んでゐるからである。

ここにみられる「范」の法知識は、第一に「故殺」ならば「無罪」にはならない、「過失」ならば、「自分は
証拠不十分で無罪になる」程度の知識である。明治四一年一月一日に施行された「刑法」(法四五)の二一
一条では、「業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処
ス」とある。たとえ「業務上」でない場合にしても、二二〇条で、「過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千円以
下ノ罰金ニ処ス」とあり、「無罪」にはならない。つまり、「無罪にならなければならぬ」と決心して、「范」
が問題とした「故殺」か「過失」かの問題は、そのいずれにしても、法的には、なんらかの処罰がされるので
あって、「范」の考へてゐることは、的はずれであるといわなければならぬ。このようにみてくると、この
程度の「范」の法知識では、とても「無罪」を獲得するために、刑法三八条や三九条を念頭に置いて、「説得
を意図して組織」する「論法」を編み出せるものとは思へない。この点からも、「范」の陳述を「説得を意図
して組織」したとする山口氏の論には首肯できない。

私は、「范」はごく自然に、ありのままに陳述していると読んでゐる。私が根拠としてゐるのは、「范」の次
のことばによる。「裁判官」が「お前は自分で過失と思へるやうになつたといふのか？」という言葉を受けて
の范の回答である。

いいえ、さうは未だ思へません。只自分にも何方か全く分らなくなつたからです。私はもう何も彼も正直
に云つて、それで無罪になれると思つたからです。只今の私にとつては無罪にならうといふのが総てです。
その目的の爲には、自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か分らないといつても、自分に正直であ

られる事の方が遙に強いと考へたのです。

この表現は、事件後、「何うしても自分は無罪にならなければならぬ」と考え、何とか「自然にそれが過失と思へるやう申立ての下拵へ」をした、その結果、どうして自分は「故殺」と思うのか、分からなくなつたという陳述を受ける場面である。ここでいう「無罪」はすべて法的にいつたものと理解する。

さて、事件直後の、こうした思い惑うところを経て、范の得た考えは、「何も彼も」正直にいえば、「無罪」になれる、「自分に正直でゐられる事の方が遙に強い」という考えだつた。この日の「裁判官」の訊問へのすべての回答は、ここを出発点としていると理解する。つまり、「何も彼も」正直にいえば、「無罪」になれるという確信のもとに、作為もなく、ごまかしもなく、自分の気持ちやその時の状況を言い立てることにしたというのである。したがつて、「范」の陳述には、「生理的反應の次元に収斂させ」る意図もなく、「理性による制御の埒外であるとする論法」もないと読むのである。

一方、「裁判官」は、「范」の陳述を冷静に聞いていたと思われる。「范」の陳述の真偽を見極めるために、一つの問題についての質疑を終えた段階で、別の角度からの問いを發している。詳しくは、私の前論を見ていただきたいが、事件前の話が一段落したときの、

「お前は何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう？」
すべてを語り終えたときの、

「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」

がそれである。こうした確認が、「大体に於て嘘はなささうだ」、「無罪」ということばに集約される。私は、陳述とそれに対する「裁判官」の判断をこのように理解している。

- (1) 引用した、「理性に対する生理的反應の優位の主張」以下の文章は実に分かりにくい。「理性に対する生理的反應の

優位の主張」をすることが、どうして、「人格の崩壊」を招いたり、「一般社会から完全に逸脱すること」になったりするのかわ、究極において「その段階で」ということばが、何時の時点を指すのか、私には理解できない。また、「理性に対する生理的反応の優位の主張」は、「……自論む」……とする論法」を受けたものと解される。「……自論」み、「……とする論法」をとって陳述する「范」と、陳述で表現された「范」が、存在することになる。陳述で表現された「范」は、「自己を統括すべき人格の崩壊」を招き、やがては「一般社会から完全に逸脱することになる」。しかし、陳述する「范」は、「……自論む」「……とする論法」を組立て得る、「説得を意図して組織された」論を構築し得る、立派に「自己を統括すべき人格」を持ち、もちろん「一般社会から完全に逸脱すること」はないと読めてしまう。この論理の先を進めると、「……自論む」「……とする論法」をとる陳述を、「裁判官」は、そのまま受け取り、「無罪」と決定する、という風に考えるが、氏は、「無罪」の決定は陳述で表現された「范」についてであると考えておられるのか。

(三)

さて、こうして「無罪」決定の理由を説明する、山口氏の論(四)の後半、核心的な部分にはいる。氏は、結論を導く前提として、(1)「范」の陳述が「判断停止状態」であること、(2)「社会的責任能力」を「喪失」していること、(3)「非」「責任能力」者の行為もしくは「心神喪失」者の行為に該当」することを説く。⁽¹⁾これら三項の指摘は、これだけを見れば、「無罪」となる要件を備えている。しかし、前の章で(3)について述べたように、十分な説明にはなっていない。

山口氏はこれらの前提を述べた上で、「『一眼で烈しい神経衰弱にかかっている事が裁判官に解つた』という『范』の外観と彼の奇矯な供述」から「裁判官」が「無罪」の決定をしたことは「適正なものであった」とする。そしてさらに、これらの論が、「事件の発生から予審終結までを、『范』が強度の狂人に転落していく過程

として捉える視点」に立ったものだと、氏の立論の視点を明らかにする。つまり、「范」が「無罪」となったのは、「狂人」と判断されたからだということになる。

ここに見られる氏の論の記述は、率直にいつて分かりにくい。例えば、唐突に「奇矯な供述」、「強度の狂人」ということばが出てくる。「無罪」決定の理由を説明する重要なことばなのに説明がない。おそらく、紙面の制約から表現を凝縮したのであろうが、惜しいことである。

私の読みでは、論の中心は、「裁判官」が「無罪」の決定をした理由と、氏の立論の視点とにあり、しかもこの二つは絡み合ったものだと理解する。「奇矯な供述」というのは、「強度の狂人」の陳述だからであり、「強度の狂人」と判定するのは「奇矯な供述」だからだという風に。したがって以下の論は、この二つを絡めて検討していくことにする。

最初に、第一の理由、「『一眼で烈しい神経衰弱にかかっている事が裁判官に解つた』という『范』の外観」によるといふ論を取り上げてみる。

仮に「范」が「狂人」だとしよう。その場合、精神鑑定は必要ではなかったのか。「裁判官」は、「范」が「烈しい神経衰弱にかかつてゐる」状態にしていることを、訊問開始前に気づいている。そこに精神の異常を認められた場合、精神鑑定の必要はなかったかということである。明治二四年に起こった「大津事件」では、予審で精神鑑定を行っている。⁽²⁾

志賀は、精神鑑定をどう認識していたか。さいわい、志賀の作品（初出・草稿）に予審の場面を扱った作品が二つあり、ここで、精神鑑定が出てくる。

その一つが、明治四二年九月三〇日に書いた、志賀の『剃刀』の草稿である。床屋の親方が兵士を剃刀で殺したという事件である。「予審庭」で「裁判官」がその動機を訊問している様子が記されている。その中に次

のような表現がある。

裁判官は何か他に隠れた動機があるものとして色々聞きただしてゐるが、親方はそれ以外どう考へてもありませんといつて吾ながら弱つてゐる。

尚新聞には近々某精神病学者の鑑定を受ける筈といふ事が書いてあつた。(略)

自分は此親方の精神病者である事を望みながら、事實はどうも左うでないとしか考へられない。

志賀の手で、被告の陳述内容に不審を抱くときに、つまり、精神病ではないかと疑われるときに、裁判官は専門医の診断を仰いでいることを記している。「精神病者である事を望みながら」という表現から、少なくとも、「精神病者である事」によつて、受くべき刑が無罪あるいは軽減される知識は持つている。重要なのは、「某精神病学者の鑑定」を受けることになつてゐる点である。

もう一つは、『児を盗む話』の初出(大正二年正月執筆、大正三年四月『白樺』に発表)である。作品には、「予審庭」という表現は見られないが、場面からそれと推定される。ここにも、似た表現がある。

……三日目に私は法廷へ曳き出された。其時は私の経歴でも、仕事でも、又血統でももう大概向ふで調べ了つたらしかつた。其結果は私は氣違ひと鑑定したらしかつた。私は初の調べと一緒に健康診断を受ける事になつてゐた。審問に対しては私はなるべく簡単な答へで済まさうと努めた。(略)若い医者も色々訊いた。私は訊かれる事だけに只簡単な返事をした。

医者は氣違ひではないと云つた。只余程烈しい神経衰弱にかかつてゐると報告した。

「烈しい神経衰弱といふものが、こんな非常識な事をさせるものですか」と裁判官が訊いた。

「勿論いくらかある事です」

『児を盗む話』の「私」も「范」と同様に「烈しい神経衰弱」にかかつてゐる。裁判官はそれを「氣違ひと鑑定したらしかつた」。そこで、医師に鑑定を求めている。志賀自身がこのような審理の進め方を理解してい

たことを示すものである。しかも、『児を盗む話』の論理からいえば、「烈しい神経衰弱」というだけでは、「気違ひ」と断定はできず、「気違ひ」ならば、精神鑑定が必要だということになる。

この二つの作品の論理からすれば、『范の犯罪』で、医師の鑑定を描いていないことは、志賀には、「范」を「気違ひ」とする意図がなかったといえよう。

次に、第二の理由「奇矯な供述」について考えてみる。

氏は何を以て、どういう点を、「奇矯」とするのか。前述したようにこのことばは唐突に出てくる。説明がないので、推測するしかないが、強いて探せば、最終場面の次の陳述を指すかと思われる。

「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」

「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎しみを感じた場合にもこれ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像したことはありません」

山口氏はこの箇所を次のように説いている。

「范」は、事件における主体的関与を根本から否定し、その結果「妻」の死をいささかも悲しむことのない、晴れやかな心境を獲得する。「范」の内部において、「妻」をめぐる自己の物語が再構築されて円環を閉じていること、また「范」が自身をカタルシスの只中に置いていることは、間違いない。しかし、客観的に見れば「范」の思考は、社会的責任能力の喪失を意味するものであろう。

つまり、氏は「范」の陳述を、「妻」の死をいささかも悲しむことのない、晴れやかな心境」が、ここで語られ、「自身をカタルシスの只中に置いている」と理解している。この部分だけを読めば、確かに氏の指摘通りで、それは「社会的責任能力の喪失を意味するもの」であり、まさに「行為の反社会性と反省意識の稀薄さ」において、糾弾されなくてはならないものである。それはまた、「裁判官」の心証を害する、場合によっては

刑の減刑すらおぼつかなくなる陳述というべきであろう。

だが、作品の論理からいえば、別の解釈となる。しかし、それは、作品全般に関わることで、前の私の論を見ていただきたいが、この場面だけに限っていえば、「快活な心持」は裁判官に陳述している自分の気分であつて、「妻の死」についてではない、「妻の死」を「悲しんでいない」と偽らずにいった、「自分に正直であられ」たことからそれはきているというのが私の理解である。そしてそれは、それを聞いた「裁判官」が「何かしれぬ興奮」が湧き上がり、「無罪」と決定したという文脈の中で考える必要がある。「裁判官」は、「范」の、これまで述べてきたことの一貫性、整合性を認めると同時に、苦しみ抜いてきたことの「妻」との関係を清算できた「范」の心中を思ひやつて、「何かしれぬ興奮」を覚えたと理解している。氏のことばを借りれば、「妻」の死をいささかも悲しむことのない、晴れやかな心境」の獲得を、「裁判官」は、理解したばかりでなく、共感すらしているわけである。

氏は、「何かしれぬ興奮」は、『范』の主張への賛同に由来するかもしれない」、その解釈の方が、「蓋然性が高い」としながらも、「何かしれぬ興奮」を、「冷笑的な興味を表しているとも読める」とした。この解釈は、「裁判官」が「范」を「狂人」と判断し、その判断から「范」を眺めた場合の論理から出ているのであろう。私には、理解し難い解釈である。

一步譲つて、「范」は「狂人」、したがつて「無罪」としよう。このことについて法的な面から考えてみる。

「范」を「狂人」だと仮定した場合、問題は、「范」の、いつの状態を「狂人」と判断したかにある。「事件の発生から予審終結までを、『范』が強度の狂人に転落していく過程」と見るといふ表現からうかがえるのは、「事件の発生」当時はさほどではなかったが、次第に「強度の狂人に転落して」いったと読める。そして、「予審終結」時には、「強度の狂人」になつていた、特に『妻』の死をいささかも悲しむこともなく、「自身を

カタルシスの只中に置いている」のを見ての判断と理解される。「責任能力ノ有無ハ其ノ行為ノ時ニ就キテ之ヲ定ム⁽³⁾」という法的な理解からすれば、これらは事後のことであつて、「無罪」とすることは、困難であらう⁽⁴⁾。また、「范」が、仮に訊問中に「心神喪失の状態に在」つたとした場合、「予審手続きを中止」する可能性もある。残念ながら、当時の法の執行状態が具体的には分からず、推定するしかないが、小野清一郎氏の『刑事訴訟法』によれば、「第三〇五条には訊問中に心神喪失の状態に在るときは、検事の意見を聴き決定を以て予審手続きを中止することが出来る」とある⁽⁵⁾。この場合の心神喪失とは「被告人の精神が其正常なる意思能力を欠き、殊に被告人として其の必要な防衛を為す能はざる」状態をいうと説明されている。しかし、これは大正一一年制定の『刑事訴訟法』の解説であつて、改正の手続き中の『范の犯罪』にそのまま適用するのは避けなければならぬ⁽⁶⁾。「予審手続きを中止」する可能性もあつたとだけ指摘しておく。法的には、このように理解される。

私は、「范」の陳述が、「奇矯な」もの、「狂人」の陳述だとは思つていないし、また、考えることもできない。むしろ「范」の陳述は、「正常なる意思能力を欠」いているところか、本多秋五氏⁽⁷⁾が指摘しているように、「積極的に、選り抜かれた言葉で語る。よほど高い教養を持ち、独立の哲学を持った人物でなければできない」、すばらしいものとみている。「奇矯」どころか、筋の通つた論理を、すみずみまで展開している。氏の論理に立つていえば、「范」の陳述は「法的処罰の対象から免れる」ために、「説得を意図して組織されたもの」であり、それを貫いて目的を果たし、「無罪」を獲得しており、そこには、「自己を統括すべき人格」が立派に存在している。「非^{マヤ}『責任能力』者の行為もしくは「心神喪失』者の行為」とはいえないし、これをもって「狂人」とはとてもいえない。

以上の論で明らかのように、私は、「『一眼で烈しい神経衰弱にかかつてゐる事が裁判官に解つた』という『范』の外観と彼の奇矯な供述」による「無罪」の決定を支持しない。また、作品を「事件の発生から予審終結までを、『范』が強度の狂人に転落していく過程として捉える視点」にも、くみしない。「無罪」の決定は、別の観点から追及していく必要があると考える。

(1) これら結論を導く前提について簡単に触れておく。(1)の「范」の陳述が「判断停止状態」であるという指摘は、過失か故意か分からなくなったという点についての判断である。「范」は事件直後、明確に「殺した」と答えているのであつて、過失か故意か分からなくなったというのは、事後のことである。それを「判断停止状態」だとしても、その段階での「判断停止状態」は、法的には「無罪」にはつながらない。「責任能力」は「其行為ノ時」について考えるからである。(2)の「社会的責任能力」を「喪失」していることについては、本章の後半で触れる。(3)については、前の章で触れた。本章の後半でも触れる。

(2) 尾佐竹猛『大津事件』(岩波文庫、一九九一年四月)一四六―一四七頁。

大津事件が起こつたのは明治二四年五月一日である。『大津事件』の「裁判記」によれば、ロシア皇帝を襲つた犯人は現場で捕縛され、傷を負つていたため未決病室に入れ手当てをした上、事件当日の午後一時、予審判事、検事、書記官同席の上、予審訊問をしている。以後、毎日のように被告、証人の訊問が行われるが、五月一日には、被告の精神鑑定をした医師の訊問を行っている。医師は「精神病者たるを認めず」と鑑定している。「予審終結言渡書」が出たのは、五月一日日であつた。つまり、この事件の場合、予審終結前に、被告の精神鑑定が行われていたわけである。

法的には「予審判事ハ……鑑定ヲ命スル(刑訴一三五条以下)等凡テノ方法ヲ尽スコトヲ得」(富田山寿著『最近刑事訴訟法要論』有斐閣書房、明治四三年初版、大正二年訂正増補、九六三頁)とある。また、判例では、「必ずしも常に」鑑定をさせることを要するものではなく(大判昭四・六・二六など)とある。「被告人の犯行当時の精神状態について疑いのない程度にその認識を得たときは、そのまま、その精神状態について判断を下してさしつかえない」が、「できるだけ専門家の鑑定を求めることが望ましい」(団藤重光編『注釈刑法2のII 総則3』有斐閣、昭和四四

年六月、大塚仁稿、四三〇頁）とある。

私は、冒頭に述べたように、法的な面からのアプローチもさることながら、このことについての作家の認識を第一に考え、それを最も重要な根拠としていきたい。

(3) 牧野英一『改訂日本刑法』（有斐閣、大正五年四月初版、大正一三年増訂）一四三頁。

(4) 磯部四郎氏の『改正刑法正解』（六合館、明治四〇年九月、ただし復刻版『日本立法資料全集 別巻34』）によれば、殺人罪ノ成立スルニハ単二人ヲ殺スノ意思ト行為トアルヲ以テ足り其何ノ爲此人ヲ殺サントノ意思ヲ惹起シタルヤハ之ヲ問ハサルナリ但シ其遠因ニシテ憫諒スヘキモノアルトキハ酌量減輕ノ理由トナルコトアルヘキノミ（七九頁）、

とあり、また、

犯人カ平常精神病者ニ非サルモ其犯罪当時精神上ノ障碍アルトキハ尚ホ犯罪ノ不成立ヲ見ル（略）罪ヲ犯シタル後精神ノ障碍ヲ生スルトキハ刑ノ執行ハ之ヲ停止スルコトアルモ本条（注Ⅱ刑法第三九条）ニ因リテ無罪タルヲ得ス（八四頁）、

とある。この説明によれば、少なくとも、明治四〇年の「刑法」改正の段階で、「責任能力」は「其行為ノ時」についてののみ考えるという考え方にたつていたと考えられる。

なお、現在も一貫して、この考え方を採っているようである。大塚仁稿の『注釈刑法2のⅡ』（四一五頁）には、「行為者が、当該犯罪に関して、心神喪失者であったか、心神耗弱者であったかの判断は、当該犯罪行為時、すなわち、実行行為時の行為者の精神状態について判断されるべきである」とある。

(5) 小野清三郎『刑事訴訟法』（日本評論社、『現代法学全集 三二巻』昭和三年、ただし最高裁判所事務総局刑事局監修『わが国で行われた陪審裁判』七一頁より引用した）。

(6) 明治四五年当時行われていた『刑事訴訟法』（明治三三・一〇・七、法九六）第一八三条の第二項には、「弁論ニ取掛リタル後被告人精神錯乱シタルトキハ其痊癒ノ後新弁論ヲ為ス可シ」と公判中止規定を設けているが、予審には、この規定はない。しかし、大正一一年制定の『刑事訴訟法』第三〇五条では「予審判事ハ左ノ場合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ聴キ決定ヲ以テ予審手続ヲ中止スルコトヲ得」として「心神喪失ノ状態ニ在ルトキ」としている。

(7) 本多秋五「志賀直哉における自覚の問題」（岩波書店、『文学』昭和四五年二月）。

(四)

法的に「現実に即した」読みは不可能なのであろうか。「無罪」の決定を中心にして、法的にも「現実に即した」読みの試みを山口氏とは別の角度からしてみたい。その場合、以上の山口論の検討を通じて明らかになった、二つの点——「范」の陳述は「何も彼も正直に云」う姿勢で貫かれているということ、「責任能力ノ有無ハ其ノ行為ノ時ニ就キテ之ヲ定ム」という牧野英氏の「刑法」の解釈に従って、事件の起こったときの陳述に焦点を当てて、「無罪」の問題を考へる必要があること——を、読みの基本において進めてみる。

問題に入る前に、触れておきたいことがある。それは「范」は「妻」を殺したと、志賀は考えながら、作品を書き進めていたのではないかということである。

『城の崎にて』に次の表現があるのは周知のことである。

自分は「范の犯罪」といふ短篇小説をその少し前に書いた。范といふ支那人が過去の出来事だつた結婚前の妻と自分の友達だつた男との関係に対する嫉妬から、そして自身の生理的圧迫もそれを助長し、その妻を殺す事を書いた。それは范の気持を主にして書いたが……

この表現を素直に読めば「……嫉妬から、……生理的圧迫もそれを助長し、……殺す」と読める。同じく、『范の犯罪』という題名も素直に読めば、「范」が犯した犯罪という意味であろう。その意味でいえば、『城の崎にて』の、「その妻を殺す事を書いた」という記述は正確のように思える。つまり、「范」が「妻」を殺したという視点から、事件の場面、事件後についての陳述を読んていったら、どうかということである。

さて、以上を前提として、事件の起こったときの陳述に焦点を当てて、「無罪」の問題を考えてみる。事件が起きたときについての「范」の陳述は次の通りであった。

時は来ました。私は先づ最初に頭の上へ一本打ち込みました。ナイフはいつもより一寸も上へ行つてさざりました。次に妻が両手を肩の高さに挙げた其腋の下に一本づつ打ちました。ナイフが指の先を離れる時に何かぺたつくやうな、拘泥つたものが一寸入ります。私にはもう何処へナイフがささるか分からない気がしました。一本毎に私は（よかつた）といふ気がしました。私は落ちつかう落ちつかうと思ひました。然しそれは反つて意識的になる事から来る不自由さを腕に感ずるばかりです。頸の左側へ一本打ちました。次に右側に打たうとすると、妻が急に不思議な表情をしました。発作的に烈しい恐怖を感じたらしいのです。妻はそのナイフが其儘に飛んで来て自分の頸へささる事を予感したのでせうか？ それはどうか知りません。私は只その恐怖の烈しい表情の自分の心にも同じ強さで反射したのを感じたのでした。私は眼まひがしたやうな気がしました。が、其まま力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに的もなく、手のナイフを打ち込んで了つたのです……

演芸が始まった。「二寸と離れない距離にからだに輪廓をとるやうに」「出刃包丁程の大きなナイフ」を打ち込んでいく芸である。「范」はいつもと同じ順にナイフを打ち込んでいく。先ず頭の上、次に腋の下、そして頸の左側、次が頸の右側である。妻は「いつもの」順にしたがって、たとえば「両手を肩の高さに挙げ」たりして、呼応する動作をする。

しかし、最初の一投は「いつもより一寸も上」にささる。芸を始める前に感じていた「腕が信じられない」という「范」の不安が現実となったことを悟らせる。次の一投で、さらにその不安が募る。

頸の左側へ一本打ちました。次に右側に打たうとすると、妻が急に不思議な表情をしました。

陳述には、頸の左側のどの辺にささったかは、表現されない。それは、「いつも」より頸の至近距離だった

ことを思わせる。「一寸と離れない距離」だったのかも知れない。「いつも」と違うという認識から「不思議な表情」をしたのであろう。それを「范」は「発作的に烈しい恐怖」を感じたと見、「自分の頸へささる事を予感したのでせうか」と解釈する。それは「范」自身の内面の投影である。「その恐怖の烈しい表情の自分の心にも同じ強さで反射したのを感じた」、そして「眼まひがした」ような状態で、「其ま力まかせに」「的もなく」投げたという。「的もなく」というが、それは無意識に、長年の手順にしたがって、頸の右側を指して投げたと解される。

この表現から、二つの読み取りができる。⁽²⁾一つは、心身が普通の状態ではなく、しかも殺害を意図したものではなかったという解釈、一つは瞬間的に抱いた殺意、それも「范」には明確に意識されたものではない、ほとんど無意識に忍び込んだ殺意、という解釈である。後者についていえば、「妻」の「不思議な顔」を「范」は「発作的に烈しい恐怖」を感じた、「自分の頸へささる事を予感した」という理解の仕方に見える。「自分の心にも同じ強さで反射」という心理状態がどういふものか明確ではないが、そこには、「自分の頸へささる」という「発作的に烈しい恐怖」が、逆に「范」の心となつて、「発作的に烈しい」心理状態となり、「妻の頸へささる」行動を起こすことを促すものがあつた、その説明と解することができる。これらの心理的状态を簡潔に説明したのが、事件直後のことば、「たうたう殺したと思ひました」ではないか。

事件直後の「范」は、「故意」に殺したという意識に、かなり長い時間とらわれている。

「お前は何処までも自分のした事を故意であると思つてゐたのだな？」
 という「裁判官」の問いに、

「さうです。そして直ぐ、これは過殺と見せかける事が出来ると思つたのです」

と答えている。そして、そう思う根拠として、「私の度を失つた心です」と説明している。この「私の度を失つた心です」も、二様の解釈が可能である。心神喪失の状態を説明しているようであり、冷静さを失い、殺意

が忍び込んだ心の状態とも取れるのである。

ところで、事件のあった晩、「范」は、「出来るだけ自然に過失と思へるやうに申し立ての下拵へ」をしていくうちに、なぜ自分は故殺と思うのか疑問になる。前の晩殺すことを考えたことが原因かと思う。そして故殺か過殺か分からなくなったというのである。事件当時、「范」に意識の下でうごめいた殺意はこの程度の微かなもの、自身では意識できない程度のものであったことを裏づける。しかし、かなり長い時間、殺したという意識にとらわれていることは、意識の深いところで、殺意があったことを思わせる。あるいは、それは、それを疑問と思う故に、殺意はなかったことをも意味する。

「范」は問われるままに、事件の詳細を語った。自分の心の動き、妻の様子など、ありのまま、感じたまま、思ったままを正直に語った。「范」の陳述を、「裁判官」は「大体に於て嘘はなささうだ」と判断した。最後に、「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」と聞いた。「范」は、

「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎しみを感じた場合にもこれ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像したことはありません」

と答えた。「裁判官」は「何かしれぬ興奮」がわき上がった。そして「其場で『無罪』と書いた」。「范」の「全くありません」という回答に、いつてみれば人間としてのありようを疑わせるに十分な、不利な表現をあえてする。「裁判官」の心証を悪くする回答に、「裁判官」は、「范」の「本統の生活」に生きたいとする、自分に対して正直にものをいう、という主張との整合性を認め、「范」の陳述に「嘘はない」と判断し、「無罪」としたわけである。

このように事件当時についての陳述を理解した場合、「無罪」の判断は、法的にはどのような根拠に基づかなければならないか。

刑法は明治四〇年、「旧刑法」に代わつて、新たに制定された。その年に出版された『改正刑法正解』⁽³⁾の第三九条の解説には、次の記述がある。

心神喪失ニ原因シテ為シタル行為タルカ故ニ平常精神病者ニ非サルモ其犯罪当時精神上ノ障碍アルトキハ尚ホ犯罪ノ不成立ヲ見ル例ヘハ過度ノ酩酊ニ因リ精神ニ障碍ヲ生シタルトキ又ハ夢中ニ為シタル行為ノ如シ

その前年までの「旧刑法」第七八条では、

罪ヲ犯ス時知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者ハ其罪ヲ論セス

であつた。「裁判官」は、「范」の陳述に故意の殺害と読み取れるふしがあるとしても、それは「意識の深層における殺意」として問題とせず、事件当時の「范」は「夢中ニ為シタ」状態にあつた、「知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者」の行為であつたと理解し、「無罪」にしたものと考えることができる。

作品は、「無罪」の問題に絞つた限りにおいては、このように法的に「現実に即した」読みはできる。

ここで、先に取り上げた『城の崎にて』の表現の「その妻を殺す事を書いた」について、触れておきたい。「その妻を殺す事を書いた」ということが、志賀の作品制作の基本的な態度とすれば、それは、「一人が一人を殺した場合、過失か故意か分からなくなるだらう」という、当時の志賀が抱いていたライン上での創作であつたといえる。実現した作品は、外側の人間の判断、たとえば、この作品の「裁判官」にも「分からなくなる」だけでなく、行為している人間にすら「分からなくなる」という状況を描き出している。そういう意図を実現するためには、「分からない」ということを強調するために、裁判官が無罪の判決を下す必要もあつた。それをもって、はじめて創作の意図は完成するのである。

この場合の「無罪」の決定をどう考えるか。法的にみれば、「裁判官」は、「范」の殺害の意思を「意識の深

層における殺意」として問題にしなかった、最後の一投を「夢中ニ為シタ」と判断し、「無罪」としたと理解することができる。しかし、志賀にしてみると、非現実的ではあるが、「范」同様の「証拠不十分で無罪」程度のことを考えていたのかもしれない。

- (1) 牧野英一『改訂日本刑法』一四三頁(三三章、注(3)と同じ)。
 (2) 重松泰雄『范の犯罪』解説(二二章、注(4)と同じ)。

このことについて、すでに重松氏は次のように読んでいることに注目したい。

この点を重視すれば、むしろ当時の旧刑法に言う「謀殺」(あらかじめ計画熟慮しての殺人)ではないにしても、少なくとも「故殺」(一時的の激情による故意の殺人)と受け取れる余地は皆無ではないだろう。しかし、若しそれを言うなら、逆に范の「体の疲労から来る……神経の鋭さ」や「眼まい」を例にとつて、一時的な(心神耗弱)や(心神喪失)を主張することもできなくはない。

- (3) 磯部四郎『改正刑法正解』八四頁(三三章、注(4)と同じ)。
 (4) 法的には、現在、どのように解されているか。参考までに調査したことを記しておく。

「一時的異常については、判断も困難であり、裁判所も罪責の減免に踏み切るのを躊躇する傾向が強い」(ポケット注釈全書『刑法』第三版、有斐閣、昭和五六年一月、一六〇頁)という。また、「殺意は意識の表面に明確に現れたことは必要ないとして『意識の深層における殺意』を認めた」判決が、昭和三九年九月大津地裁で下されている。しかし、これを否定する、「刑法はやはり意識の世界にとどまり、認識したことしか意識できないという行為責任の原則を維持するほかはない」という見解が出され、学説としては地裁判決を否定する見解が有力であるという(『判例コンメンタール』8 刑法I 総則 増補版)三省堂、一九八二年一月、三三四頁)。

なお、長尾龍一氏は、『文学の中の法』(日本評論社、一九九八年七月、一三九頁)で、「『未必の故意』と『認識ある過失』との限界如何? と刑法学者たちが論じてきた典型的な事例」に『范の犯罪』があたると述べている。

(五)

前章で、現実に存在する法律からみて、「無罪」についての「現実に即した」読みを試みた。しかし、まだ問題は残る。

第一に、志賀の法知識がどの程度のものであったのか、あるいは、どの程度、法を意識して作品を書き進めて来たのかという問題がある。

三章で取り上げた『剃刀』（草稿）の場合、「自分」は予審の審理状況の情報を新聞から得ている。しかし、明治四二年以降、予審は非公開で、万一新聞が報道した場合には、新聞社は処罰される。⁽¹⁾したがって、予審の審理状況を新聞が報道することは可能性としては皆無に近い。この事情からみれば、志賀が法、あるいはそうした社会の事情にうとかったのだと判断される。しかし、このように即断はできない。というのは、明治四一年には、「日本橋菊隅女将殺し」の予審事項を一四の新聞が掲載し、新聞社が告発される事件が起こっている。明治四一年以前には可能性として、予審事項の新聞掲載はあったのである。『剃刀』（草稿）の場合、舞台を明治四一年以前とすれば、非現実的とはいえないし、志賀が法に無頓着であったとはいえない⁽¹⁾。

前論でも触れたように、『范の犯罪』の場合には、座長が演技を行う際「注意義務」に触れた発言をしていること、「過失」か「故意」かを問題にしていること、「故殺或ひは謀殺」と、「謀殺」という、明治一五年施行（大告三三〇）の「刑法」の語が作品に使われていることは注目している。少なくとも、ある程度の法の知識、法を意識して書く姿勢はあったとみてよいだろう。

『范の犯罪』の冒頭に次の表現がある。

所が此事件はこれ程大勢の視線の中心に行はれた事でありながら、それが故意の業か、過ちの出来事か、全く解らなくなつて了つた。

作品展開の基軸はここにある。裁判官の迅問が一貫して「過失」か「故意」かを問うているのもそれを裏づける。しかし、「過失」か「故意」かの問題は、事件後、「范」も問題にしていた。このことは、志賀は「范」が問題としたのと同レベルの問題意識で、「証拠不十分で無罪になる」程度のことを考えて、書き進めていたという理解も可能である。その場合には、過失か故意か分からなくなるように描けばその目的は達せられる。しかし、これはあくまでも推測の域を出ない。前章で読んだように、「范」の最後の一投を「夢中ニ為シタ」状態、「知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者」の行為として「無罪」と、現実に行われている法の判断に基づく表現をしていたという理解も同様に許されよう。

第二の問題は、裁判官が「無罪」とした最終の場面に、これらの理解が適合するかどうかである。最終の場面は次のように表現される。

「大体に於て嘘はなさうだ」といつた。「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」

「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎しみを感じた場合にもこれ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像したことはありません」

「もうよろしい。引き下つてよし」と裁判官が云つた。范は黙つて少し頭を下げると此室を出て行つた。

裁判官は何か知れぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた。

彼は直ぐペンを取り上げた。そして其場で「無罪」と書いた。

「非現実な裁判劇」という立場から論じた、私の前の論で、触れたところである。詳しくは、前の論を読ん

でいただきたいが、その要点をいえば、裁判官の「大体に於て嘘はなささうだ」ということは、「范」の陳述と助手の陳述が一致していて矛盾のないこと、決して得にならない心の醜い面を率直に語っていることから導き出されたものである。そしてさらに、ここには「范」の「本統の生活」に生きたいとする姿勢が首尾一貫して語ったことについても含まれると論じた。そして、「無罪」の判決を直接導いたのは、「妻の死を悲しむ心」はないかという問いに「全くありません」、「これ程快活な心持で」と答えたことにあるとした。そこには、「本統の生活」に生きたいとする姿勢、自分に「正直」に生きることを示したものと解したからである。裁判官は、「本統の生活」に生きたいとする、自分に「正直」に生きたいとする、その真摯さに「無罪」の決定をしたという読み方であった。

さて、この場面に「現実^ニに即した」読みで試みた解釈は、適合できるかどうかである。最初の裁判官の「大体に於て嘘はなささうだ」という判断は前の論の解釈で通るであろう。「范」の陳述に嘘はない。したがって「夢中ニ為シタ」状態、「知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者」の行為として「無罪」にしてよからうという判断を導く。(あるいは「証拠不充^テで無罪」という判断であったか。)

「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」という最後の質問からの「無罪」の判断、あるいは裁判官の「興奮」はどう解するか。法的な判断による「無罪」がまず根底にある。それを支えたのは、不利な回答をあげてした、そこに、それまでしても「本統の生活」に生きたいとし、自分に「正直」に生きたいとした、それを曲げることのない「范」の陳述に、決して「嘘はない」とみたわけである。と同時に、そこに「范」の生き方への共感が裁判官に「興奮」をもたらしたと読める。

(40) 第三の問題は、作品の舞台等の抽象性についての問題である。このことは、前の論で詳しく論じた。その要点を記せば、

(1) 作品の大部分が裁判官の訊問と回答から成り、しかも「范」の陳述が大部分を占めている。このことは、「范」の語る自身の生活、内面がこの作品で、最も重要視しなければならないことを示唆する。

(2) 登場人物の名前・着衣・容貌、演芸の場所・時間など、具体的な表現、描写が見られない。

(3) 裁判は一人の裁判官がいるのみで、場所についての説明もない。簡略化された裁判である。

こうした表現の特徴から、作品は、日常的な現実の、正確な、綿密な再現を狙っていない、能の舞台のようで、「抽象的要素の濃い作品」だとした。この理解は今も変わっていない。

最近発表された論文に水野岳氏の「文学と法と」がある。⁽²⁾水野氏は、ここで『范の犯罪』を取り上げて作品の表現と刑法、刑事訴訟法を突き合わせて詳細に論じている。その中で予審段階の場合について、

裁判所書記の立ち会い義務、証人の宣誓の義務、供述後証人二人は予審調書に署名捺印したのか否かについては、ただ語られなかっただけで、実際にはその場に立ち会い、宣誓もなされ、二人とも署名捺印したと捉えるにしても、また予審を担当するのは予審判事であつて裁判官ではないことに目をつぶるとしても、次の点でどうしても現実に合わなくなる。

として、「裁判官」の訊問が座長、助手のあとに「范」の訊問をしていることは刑事訴訟法第九三条の「予審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問スヘシ」に違反していること、訊問を終えてただちに「范」は退席しているが、これは刑事訴訟法第九五条の「裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ録取シ被告人ニ之ヲ読聞カス可シ」以下の「供述した署名捺印」のないことを挙げ、「現実にならぬ」として論じている。そして、何よりもいけないのは、検事より先に予審に取り掛かっていること、「范」の妻による嬰兒殺しが訊問中に発覚したにもかかわらず、不問に付している点を挙げている。これらの指摘は、一部において私の考えと異なる点はあるが、大体において、指摘通りで、この作品の非現実性、抽象性を立証するものである。

私は、いままで「現実に即した」読みを試みてきた。それは、まったくナンセンスな試みであつたか。たし

かに「抽象的要素の濃い作品」である。作品は、日常的な現実の、正確な、綿密な再現を狙っていない。それを認めた上で、水野氏のことを借りれば、「緊張感のある対話のみ、切り取った」場面としての理解で、その場面での最大の問題としての「無罪」の読みは、「現実に即した」読みとして可能ではないかと考える。つまり、山口氏が指摘するように、予審の場面の「圧縮度の強いテキスト」と考える。

(1) 「我訴訟法ニハ予審ヲ密行スルノ明文ナシ」しかし「予審密行ヲ以テ例外ナキ原則トセリ」(板倉松太郎『刑事訴訟法玄義』一三五七頁)とある。明治四二年五月五日に制定された「新聞紙法」第十九条で予審の内容を「掲載スルコトヲ得ス」と規定された。

『剃刀』の草稿は明治四二年九月三〇日に書き上げている。明治四一年一月二七日付「時事新聞」は、予審事項掲載で条例違反として一四新聞が発せられたことを報じ、明治四二年三月二六日付同紙は、同事件の地裁判決で、条例違反で罰金刑の判決があったと報じている。さらに「新聞紙法」を新たに制定し、予審事項掲載の差し止め権が検事に与えられるようになる法律が制定されたことを明治四二年五月六日付の「官報」が伝えている。つまり、予審に関する報道を巡って、『剃刀』の草稿執筆の前年暮れ以降、新聞をにぎわせていた問題である。志賀がこれらのことをまったく知らないでいたのか、知っていたいながら『剃刀』の草稿を書いたのか、今のところ判断する手掛かりがない。しかし、私は、本論で述べたように理解する。(この項、毎日コミュニケーションズ刊『明治ニュース事典』Ⅷ、三四八頁～三五二頁による。)

(2) 水野岳「文学と法と」(日本大学文理学部人文科学研究所『研究紀要』五七号、一九九九年)。

水野氏が特に問題とした点について私の考えを記しておく。第一に訊問の順序の問題、供述調書の読み上げ、署名捺印の問題などは、確かに法的には重要な手続きではあるが、作品の構成上、「緊張感のある対話のみ、切り取る」手法上、短篇小説の制作上許容できる問題であろうし、志賀の狙いからすれば、さほど重要な問題とは考えられない。しかし、法に重点をおいて論じている水野氏の立場からすれば、許し難い重大な問題であることは理解する。ただ、「范」の妻による嬰兒殺しの問題を「現実には合わない」問題としているが、予審には、被告人及び被告事件の範囲が一定される不告不理の原則があり、「裁判官」は、この問題を取り上げる必要はないと考える。富田山寿著『最近刑事訴

訟法要論』九六二頁には「只權利拘束ヲ生シタル範圍内ニ於テ其取調ヲ為ス可キモノナリ」(刑訴六七条)とある。「故意の業か、過ちの出来事か」検事から「被告人及び被告事件」について取り調べよという指示があった、その上で作品は展開していると理解している。

(六)

冒頭に、須藤松雄氏、本多秋五氏、重松泰雄氏の論を取り上げた。これらの論についての私の考えを述べることで、この論のまとめとしたい。

須藤松雄氏は「裁判官が一人で一度調べただけで無罪を決定することなどありえない」とした。しかし、場面を予審とするならば、一人の予審判事ごとたりる。⁽¹⁾また、先に挙げた『剃刀』の草稿は「予審庭」を描いたものだが、ここでは予審判事に相当する人物を「裁判官」と表現していることは注目していい。「無罪を決定する」という表現は、「予審終結決定」に相当する。私は、前述したように、山口氏のいうように予審の場面の「圧縮度の強いテクスト」と理解する。

次に、須藤松雄氏、本多秋五氏、重松泰雄氏の「無罪」の決定についての疑問は「その理由は今一つはつきりしない」という重松氏のことばで代表される。私の法的に「現実には即した」読みは前述した通りである。ここでは、なぜ、「その理由は今一つはつきりしない」という声が出るのかを考えてみたい。

それは明確に「無罪」とする理由を書いていないことによると思われる。理由を書いていないために、人を殺したのに「無罪」であることが解せないというのであろう。しかし、問題は、むしろ「無罪」とする理由を明示しなかったことの意図、意味は、どこにあったのかということであらう。それは、明確に「無罪」とする理由を書くことによって、単なる裁判劇に終わってしまうことを避けたのだと理解する。⁽²⁾

特に、最終場面の「裁判官は何か知れぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた」の「興奮」の語は重い。「無罪」となるべき法的な根拠はある。それ以上のものである。「范」の、「中ぶらりん」の状態を脱し、自分に正直に生きる「本統の生活」、その実現を求める、そうした生き方に「裁判官」は共感している。「無罪」の決定は、法的な根拠に基づくものであったにせよ、「范」の自分に正直に生きる「本統の生活」を求める姿勢に対する御墨付きと読めてくる。それは、また、志賀自身の生き方を検証、承認するものでもあった。こうした読み方へと導くために、「無罪」の決定の理由を明示しなかった。いつてみれば、裁判そのものよりも、「范」の陳述そのものに重きをおく姿勢から来たものと解する。

私は、「無罪」の問題を中心に据えて、「現実即した」読みを試みてきた。それは、それなりに意味ある試みであったと思う。法的に「現実即した」読みは可能であった。しかし、作品の主軸は、前の論で指摘した通りである。それにしても、訂正しなければならぬものがある。それを記して、まとめとしておきたい。

(1) 作品成立のモメントについて 九月二四日の筆者が抱いた不快の念から一気に作品を仕上げた、そして、その気持ちが生作品に投影しているという指摘はそのまま変える必要はない。ただ、「若し一人が一人を殺した場合、過失か故意か分からなくなるだらう」というテーマは、「作品展開の軸」であるばかりか、この作品成立に関わる、重要なモメントと位置づける必要がある。

(2) 事件後について 「范」のいう「無罪」を自分の下す判決としたが、これは「法的な」「無罪」も含むと訂正する。また、最後の「裁判官」の「妻の死」に関する質問は、「整合性の確認」の意図からとしたが、それはそのまま生きる。それは法的にも「無罪」となる、確認のための質問であった。

(3) 「裁判官」の「無罪」判決は、事件の起こった、その時の「范」の精神状態が、一時的に心神喪失状態に陥ったという法的な判断、あるいは、(非現実的ではあるが)「范」のいう「証拠不十分で無罪」にも

よることを付け加えたい。

最後になったが、山口氏の論は、従来の論を再び見直すきっかけを与えた、刺激的なものであったことを、そして、山口氏の論なくしては、私のこの論はなかつたことを述べて、感謝の意を表するものである。

- (1) 「予審判事ハ合議体ニ非スシテ単独制ノ機関ナリ故ニ予審終結決定ハ常ニ一人ノ予審判事ノ為スヘキモノナリ」と、板倉松太郎氏は『刑事訴訟法玄義』（一三七三頁）で説明している。
- (2) ここでは、私は「証拠不十分で無罪になる」という現実にはあり得ない判断をも含めて考えている。
- (3) 重松泰雄氏が、「まさか正直であることだけが無罪の理由ではあるまい」と読んでいたことが、興味深い。氏の作品の読み取りからは、「正直であること」に加えて、法的な根拠を求めているように見受けられる。

志賀直哉の作品の引用は、岩波書店刊行の『志賀直哉全集』（昭和四八年～四九年）による。